

社会福祉法人小鹿野福祉会地域交流室等利用要項

第1条 (趣旨)

この要項は総合ケアセンター巨香の郷が地域に開かれた施設として、地域福祉推進のために広く地域住民との交流や連携を図る場となることを目指し、施設内の「地域交流室」及び「会議室」(以下「地域交流室等」という。)の運営管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (利用目的及び対象)

前条の目的を達成するために、地域住民に対して飲食物等の提供を行うほか、懇談、寄合食堂として場所を提供する。また、会議室を地域交流の目的として、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会、民生委員、子供会等の会議、研修会、講習会等に貸し出しするものとする。

第3条 (利用時間)

地域交流室の利用時間は、月曜日～日曜日(年末年始 12/29～1/3,お盆 8/13～8/16 は除く)、午前 9 時から午後 5 時までとする。

会議室の貸出し利用時間は、月曜日～土曜日(日曜日、年末年始 12/29～1/3,お盆 8/13～8/16 は除く)、原則として準備及び片付けを含め午後 5 時から午後 9 時までとする。

当法人が使用する時間は利用することができない。ただし、施設側が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条 (利用者の遵守事項)

地域交流室等を利用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合、施設側は地域交流室等の利用を拒否し、または退去を命ずることができる。

- ① 利用の承認によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ② 利用者はその利用の目的を終了したときは直ちに地域交流室等を現状に復すこと。
- ③ 政治活動や宗教等の布教活動に利用しないこと。
- ④ 利用する者が暴力団又は暴力団の関係下にある個人・団体でないこと。
- ⑤ 他人に危害を及ぼす行為又は騒音等、他人に迷惑になる行為をしないこと。
- ⑥ 建物・設備・備品等を汚損・破損するおそれのある行為をしないこと。
- ⑦ 火災その他災害の防止に万全を期すこと。
- ⑧ 危険物その他、他人に迷惑になる物品等の物類を持ち込まないこと。
- ⑨ 地域交流室内での飲食は可能(酒類は禁止)だが、弁当殻等ゴミは持ち帰ること。
- ⑩ 地域交流室等では喫煙をしないこと。
- ⑪ その他、施設管理上不適切な行為をしないこと。

第5条 (利用許可の申請等)

地域交流室の利用については、利用時間内の利用になるため利用許可申請の必要はない。

会議室の利用許可については、会議室利用許可申請書(様式第1号)により原則利用日の1ヶ月前から5日前までの申請とし、会議室利用簿(様式第2号)に利用者の名称・利用日・時間等を記載し、会議室の円滑な管理を行うものとする。

第6条 (貸出し利用対象者)

地域交流室等の貸出し利用対象者は、小鹿野町民の2名以上の団体とする。

第7条 (利用料)

利用料は無料とする。

第8条 (損害等の届出及び賠償)

利用者が施設、設備等を損害または滅失したときは、当該利用者は直ちにその旨を管理者に届け出て指示に従い、損害を弁償しなければならない。

第9条 (雑則)

この要項に定めるもののほか、施設の利用に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附則 この要項は、平成27年10月1日から施行する。(一部改正)

附則 この要項は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)